

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	64
提出時期	令和 元 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、印鑑登録ができない者のうち、「成年被後見人」が「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）」に改められるので、その所要等の改正を行うもの。（印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部改正の内容に沿って改正）</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>印鑑登録ができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）」に改める。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和元年12月14日</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	65
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町下水道条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され成年被後見人等の欠格条項がある本条例の改正に必要なが生じたため</p> <p>【具体的な内容】 条例中にある「成年被後見人」の文言を削除するとともに、第12条(責任技術者の登録の資格)に1項を追加し責任技術者の認知・判断・意思疎通が適切に出来ない状態になった場合、親族がその旨を町長に対し届出るものとする文言を追加するもの</p> <p>【施行期日】 令和元年12月14日</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	66
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)が公布され、令和2年4月1日から施行されることにより条例で定める必要があるため。</p> <p>【具体的な内容】 フルタイム会計年度任用職員の給料、号給の上限、通勤手当・期末手当等の支給について、パートタイム会計年度任用職員の報酬、費用弁償等の支給について基本な事項を規定する条例を制定する。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	67
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町森林環境譲与税基金条例の制定について		
要旨	<p>【制定理由】</p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として譲与される森林環境譲与税を積み立てる基金を創設するため必要な事項を定めたいので、本案を提出する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林の整備に関する施策 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用に関する法律（平成22年法律第36号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他森林の整備に関する施策 <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行。</p>		
担当課	まち振興課（農林振興係）		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	68
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	令和元年台風19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】</p> <p>令和元年台風19号により被害を受けた被災者の税負担を軽減するため、国民健康保険税の減免に関する条例を制定する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>令和元年台風19号による被災者に対する国民健康保険税の減免を行うにあたり、対象となる被害の事由、減免の割合、申請方法等必要な事項を定める。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	69
提出時期	令和 元 年 12 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埴町表彰条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴って、成年被後見人及び保佐人の権利の制限に係る措置の適正化を図るために改正の必要があるため。</p> <p>【具体的な内容】 第 14 条で規定する特別功労者の待遇（本町の挙行する各種の儀式その他の場合に招待し死亡した場合は祭祀料及び弔辞を贈呈する。）の停止を定めている第 15 条のうち、第 1 号の「成年被後見人又は被保佐人」を削る改正。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	70
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>埴町情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査法の第81条第1項の機関とし、所掌事務を明確にするために改正が必要であるため。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>第1条(設置)で「埴町情報公開・個人情報保護審査会」の名称を「埴町情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会」に改め、第1条の2に、行政不服審査法第81条第1項の機関とすることを規定し、第2条(所掌事務)の第4号に「行政不服審査の規定によりその権限に属せられた事項」を加える。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	71
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員制度の運用に合わせ所要の改正を行うものである。</p> <p>【具体的な内容】 地公法第22条の2第1項(会計年度任用職員)及び地公法第22条の3(臨時的任用)の規定が令和2年4月1日施行されることに伴う引用規定の改正</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	72
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和元年福島県人事委員会勧告に準ずる給与改定を行うため、所要の改正をするものである。</p> <p>【具体的な内容】 福島県人事委員会勧告に準ずる改正 ①特定任期付職員の期末手当支給割合の改定(第9条) ②一般任期付職員給料表の改定(別表第2)</p> <p>【施行期日】 公布の日(給与表は平成31年4月1日適用、勤勉手当は令和元年12月1日適用)</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	73
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員制度の運用に合わせ所要の改正を行うものである。</p> <p>【具体的な内容】 第4条休職の期間について、会計年度任用職員については、原則1会計年度の採用となるため、「3年を超えない範囲内」とあるのを「任期の範囲内」とする改正である。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	74
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員制度の運用に合わせ所要の改正を行うものである。</p> <p>【具体的な内容】 現在まで非常勤職員と標記のあった条文について、会計年度任用職員と改める。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	75
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員制度の運用に合わせ所要の改正を行うものである。</p> <p>【具体的な内容】 会計年度任用職員における育児休業期間中の期末手当の除外及び、復職時の号給調整の除外規定を定める。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	76
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 埴町議会の議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するため、所要の改正をするものである。</p> <p>【具体的な内容】 令和元年12月支給の期末手当を0.05月分増額する。</p> <p>【施行期日】 公布の日（期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和元年12月1日適用）</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	77
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 町長等の特別職に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するため、所要の改正をするものである。</p> <p>【具体的な内容】 令和元年12月支給の期末手当を0.05月分増額する。</p> <p>【施行期日】 公布の日(期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和元年12月1日適用)</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	78
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和元年福島県人事委員会勧告に準ずる給与改定を行うため、所要の改正をするものである。</p> <p>【具体的な内容】 福島県人事委員会勧告に準ずる改正 ①給与表の改定 ②住居手当の限度額の改定 ③通勤手当の上限額の改定 ④勤勉手当の算定基礎額に乗ずる率の改定</p> <p>【施行期日】 公布の日（給与表は平成31年4月1日適用、勤勉手当は令和元年12月1日適用、住居手当及び通勤手当は令和2年4月1日施行）</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	79
提出時期	令和元年12月(定例会)・臨時会)		
案件名	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員制度の運用に合わせ所要の改正を行うものである。併せて成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)施行に伴う所要の改正を行うものである。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地公法第22条の2第1項(会計年度任用職員)の規定が令和2年4月1日施行されることに伴う引用規定の改正(第1条)。 ・地公法第16条第1号(成年被後見人)が削除されたことによる引用規定の改正 <p>【施行期日】</p> <p>公布の日(第3条)</p> <p>令和2年4月1日(第1条)</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	80
提出時期	令和 元 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和元年10月1日より実施された幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、当該条例にて関係する条文及び用語の改正及び国の法令改正に伴う所要の改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>主な内容は以下の2点。</p> <p>①法令における用語の改正への対応 (「支給認定」→「教育・保育給付認定」など)</p> <p>②1号認定及び保育園3歳児クラスの副食費の一部無償化に対応した条文改正 (主に13条4項、特定条件に該当する子どもからは、副食費に係る費用の徴収ができないと規定するもの)</p> <p>なお、令和元年10月1日から当条例の改正・施行までの期間については、令和元年10月1日から一年間の間適用される、国府令の改正内容が町の条例内容とみなされる経過措置にて対応している。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	81
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	訴えの提起について		
要 旨	<p>【訴えの趣旨】 町営住宅入居者に対し、住宅の明渡し等を求めるもの。</p> <p>【具体的な内容】 町営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため町営住宅の明渡し等を求めたい。</p> <p>【請求の内容】 （１）町営住宅の明渡し （２）滞納家賃、賃貸借契約解除後の損害金の支払い （３）訴訟費用の負担</p> <p>【管轄裁判所】 棚倉簡易裁判所</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	82
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町一般会計補正予算(第5号)		
要旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度埴町一般会計補正予算(第5号)を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、使用料及び手数料・国庫支出金・県支出金・繰入金・諸収入・町債などを、歳出で、総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・土木費・消防費・教育費・災害復旧費などを、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	83
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度埴町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では県支出金、歳出では保険給付費をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	84
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金、歳出では総務費をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	85
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では、繰入金、国庫補助金を、歳出では総務費、事業費、をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	86
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町介護保険特別会計補正予算(第2号)		
要旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度埴町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では国庫支出金、歳出では基金積立金をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	87
提出時期	令和元年12月(定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町上水道事業会計補正予算(第1号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>令和元年度埴町上水道事業会計予算の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条の収益的収入及び支出の予定額 ・第4条の資本的収入及び支出の予定額 ・第8条に定めた経費の金額について、 <p>それぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		